

廃棄物の適正な処理の促進に関する条例の一部改正新旧対照表

新

目次

第一章及び第二章 略

第三章 処理を委託する場合における確認等（第七条・第八条）

第四章以下 略

第三章 処理を委託する場合における確認等

第七条 略

第八条 削除

旧

目次

第一章及び第二章 略

第三章 事業者の義務（第七条・第八条）

第四章以下 略

第三章 事業者の義務

（処理を委託する場合における確認等）

第七条 略

（県外産業廃棄物の搬入の届出等）

第八条 県外に設置する事業場において生ずる産業廃棄物（法第十二条第五項に規定する中間処理産業廃棄物を含む。以下「県外産業廃棄物」という。）を処分するため、自ら又は他人に委託して県内に搬入しようとする事業者は、規則で定めるところにより、当該搬入しようとする県外産業廃棄物の種類、数量その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

2| 前項の規定による届出をした事業者は、その届出に係る事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

3| 知事は、前二項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る県外産業廃棄物について産業廃棄物の不適正な処理が行われるおそれがあると認めるときは、その届出をした事業者に対し、当該県外産業

廃棄物の県内への搬入の中止その他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

4| 前条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による勧告について準用する。